犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	犬山市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)による 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する条例(平成27年条例第40号)別表第1第2の 項 犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)による 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が(相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(心身障害者)の(福祉の増進)を図るため、 心身障害者の医療費の一部(以下「障害者医療費」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号) 犬山市障害者医療費支給条例施行規則(平成12年規則第45号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第5条 第1項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての 審査に関する事務	障害者医療費助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号イ1	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの

③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号43	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの

③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	犬山市障害者医療費支給条例(昭和48年条例第28号)第3条 、第3条の3第1項第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行 うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	身体等に障害を有する者
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2015年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	36
保護評価書の名称	障害者医療費に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%8A%AC%E5%B1%B1%E5%B8%82&ev_name= %E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month =1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=31&count= 100&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2